

# コンクリート構造物の配筋探査 技術者認証規準

検規-6501:2022

令和 4年 3月24日 改正  
平成20年 5月26日 制定



一般社団法人 **日本非破壊検査工業会**

The Japanese Association for Non-destructive Testing Industry

# コンクリート構造物の配筋探査技術者認証規準

平成 20 年	5 月 26 日	制定
平成 24 年	4 月 01 日	改正
平成 25 年	4 月 25 日	改正
平成 29 年	8 月 30 日	改正
令和 2 年	10 月 29 日	改正
令和 4 年	1 月 11 日	改正
令和 4 年	3 月 24 日	改正

## 1. 目的

本規準は、一般社団法人日本非破壊検査工業会（以下、「工業会」という）が、コンクリート構造物の配筋探査技術者の資格試験を実施し、技術者資格の認証を行うことを目的とする。

## 2. 適用範囲

本規準は、以下に示す規定に基づいてコンクリート構造物の配筋探査及び測定を実施する配筋探査技術者の資格試験及び資格認証について適用する。

### 2.1 資格認証の名称

- (1) コンクリート構造物の配筋探査技術者資格（土木・電磁波レーダ法）  
以下、配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）と略す。
- (2) コンクリート構造物の配筋探査技術者資格（土木・電磁誘導法）  
以下、配筋探査資格（土木・電磁誘導法）と略す。
- (3) コンクリート構造物の配筋探査技術者（建築）  
以下、配筋探査資格（建築）と略す。

### 2.2 適用規格・規準

次に掲げる規格・規準類は、その最新版を適用する。

- (1) 国土交通省大臣官房技術調査課編：非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領
- (2) 日本建築学会編：建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事
- (3) 日本建築学会編：JASS 5 T-608電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法

### 3. 認証事業組織

認証事業組織図を図1に示す。

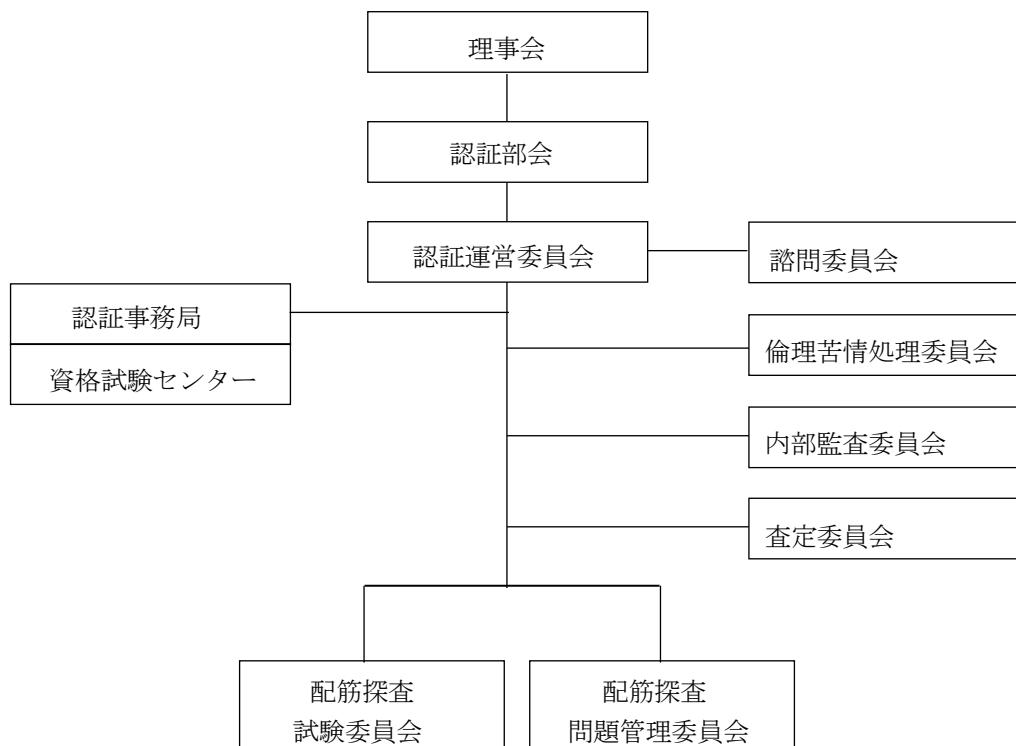


図1 認証事業組織図

#### 3.1 認証運営委員会

認証運営委員会は、配筋探査技術者の資格試験、再認証のための講習及び認証全体の管理、運営を行う。

#### 3.2 諮問委員会

諮問委員会は、認証運営委員会からの諮問に対する答申、及び必要に応じて、認証運営委員会に対して自発的な意見具申を行う。

#### 3.3 倫理苦情処理委員会

倫理苦情処理委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証に関する倫理及び苦情処理事項を処理する。

#### 3.4 内部監査委員会

内部監査委員会は、認証運営委員会が実施する資格試験及び認証が、適正に実施されているか否かを、事業及び財務について監査する。

#### 3.5 資格試験センター

資格試験センターは、認証事務局の下部組織として各種委員会に関する事務処理業務を行う。

#### 3.6 問題管理委員会

問題管理委員会は、資格試験に出題する学科試験問題及び実技試験問題を作成し、管理、決定する。

### 3.7 試験委員会

試験委員会は、資格試験を計画・実施し、答案の採点及び試験の可否判定を行う。

### 3.8 査定委員会

査定委員会は、次の項目に対する査定を行う。

- (1) 受験申請資格の査定
- (2) 資格試験結果の査定

## 4. 用語の定義

- (1) 新規試験 : 新たに技術者資格を取得するために受験する資格試験
- (2) 再試験 : 学科試験合格者で実技試験不合格者に行う資格試験
- (3) 再認証試験 : 登録者に対し、取得している技術者資格について再評価し、認証を行うための試験
- (4) 電磁波レーダ法 : 電磁波が媒体中を一定速度で直進する性質を利用して、物標の位置を検知する方法
- (5) 電磁誘導法 : 試験コイルに交流電流を流すことによってできる磁界内に、試験対象物を配置し、電流の変化を見ることによって探査する方法

## 5. 新規試験

### 5.1 受験資格

新規試験を受験しようとする者は、満18歳以上の者とし、次の要件のいずれかを満足していなければならない。なお、受験資格要件は、「資格認証制度のご案内」など受験案内にて報知するものとする。

#### 5.1.1 配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法）

- (1) 工業会が主催する「配筋探査講習会」受講者
- (2) 工業会が発行した有効期限内の「JASS 5 T-608講習会」修了証保有者
- (3) コンクリート構造物における配筋探査及びかぶり厚さ測定の教育・訓練を40時間以上受けたことを雇用責任者により証明された者
- (4) 次の資格のいずれか一つを有する者
  - ① コンクリート技士・主任技士
  - ② コンクリート診断士
  - ③ 建築士（一級、二級）
  - ④ 土木施工管理技士（1級、2級）
  - ⑤ 建築施工管理技士（1級、2級）
  - ⑥ 技術士（建設）

#### 5.1.2 配筋探査資格（建築）

- (1) 配筋探査資格（土木：2021年度後期までの認証）又は配筋探査資格（土木・電磁誘導法）の保有者

### 5.2 受験の手続き

#### 5.2.1 受験の申し込み

受験者は、所定の受験申請書類を資格試験センターに提出して、申請しなければならない。

#### 5.2.2 資格試験の通知

資格試験センターは、受験資格の要件などについて申請書類審査のうえ、受験者の受験申請を受理し、

受験票を送付するとともに、資格試験の日時・場所等を通知する。

### 5.3 資格試験の内容

#### (1) 配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法）

学科試験を実施し、合格した者について、電磁波レーダ法実技試験、電磁誘導法実技試験を行う。

#### (2) 配筋探査資格（建築）

建築学科講習を実施し、建築学科修了試験に合格した者について、建築実技講習を経て、建築実技試験を行う。

### 5.4 学科試験

#### 5.4.1 学科試験項目

学科試験は、筆記試験とし、次の項目について行う。

- (1) コンクリート構造物に関する基礎知識
- (2) コンクリート構造物の非破壊検査に関する知識
- (3) 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領に関する知識
- (4) 建築工事標準仕様書・同解説 JASS 5鉄筋コンクリート工事及びJASS 5 T-608電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋位置の測定方法に関する知識
- (5) 安全に関する知識
- (6) 電磁波レーダ法に関する知識
- (7) 電磁誘導法に関する知識
- (8) 探査装置に関する知識

#### 5.4.2 学科試験の評価

試験委員会は、学科試験の評価基準に基づき、学科試験の採点・評価を行う。

#### 5.4.3 学科試験の合否判定

##### (1) 合否判定基準

100点満点のうち、70点以上を得ている者を合格とする。

##### (2) 合否の判定

試験委員会は、学科試験の合否判定基準に基づき、受験者の合否判定を行い、査定委員会に報告する。学科試験結果報告に基づき査定委員会で査定し合否決定する。

#### 5.4.4 学科試験結果の通知

資格試験センターは、査定された合否の結果を受験者に通知する。学科試験の合格者については実技試験の日時・場所等を通知する。

#### 5.4.5 学科試験の有効期限

学科試験合格後、実技試験（土木・電磁波レーダ法、土木・電磁誘導法）を受験することができる期間は2年間とする。

### 5.5 実技試験

#### 5.5.1 実技試験項目

実技試験は、資格の種類に対応して以下の実技試験を表1により実施する。

- (1) 配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）は、電磁波レーダ法による実技試験を行う。
- (2) 配筋探査資格（土木・電磁誘導法）は、電磁誘導法による実技試験を行う。
- (3) 配筋探査資格（建築）は、建築学科講習、建築学科修了試験及び建築実技講習を経て電磁誘導法による建築実技試験を行う。

表1 実技試験の方法

No.	資格の種類	使用する試験体	使用装置の種類
(1)	配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）	コンクリート試験体	電磁波レーダ法
(2)	配筋探査資格（土木・電磁誘導法）	コンクリート試験体	電磁誘導法
(3)	配筋探査資格（建築）	建築用試験体	電磁誘導法

評価する項目は、次の事項とする。

- (1) 該当する試験体における配筋状態等の探査及びかぶり厚さの測定
- (2) 探査及び測定結果の記録

#### 5.5.2 実技試験の評価

試験委員会は、実技試験の評価基準に基づき、実技試験の採点・評価を行う。

#### 5.5.3 実技試験の合否判定

##### (1) 合否判定基準

- ① 配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）：70点以上を得ている者を合格とする。
- ② 配筋探査資格（土木・電磁誘導法）：70点以上を得ている者を合格とする。
- ③ 配筋探査資格（建築）：減点方式で30点減点までを合格とする。

##### (2) 合否の判定

試験委員会は、実技試験の合否判定基準に基づき、受験者の合否判定を行い、査定委員会に報告する。実技試験結果報告に基づき査定委員会で査定し合否決定する。

#### 5.5.4 実技試験結果の通知

資格試験センターは、合否判定の結果を受験者に通知する。不合格者には別途再試験の案内を送付する。

### 6. 再試験

実技試験の結果、合否判定基準を満足しなかった受験者は、判定日より2年以内に実施される「実技試験」（計4回）を再試験として受験することができる。

### 7. 再認証試験

資格を既に取得している者が、更新後の有効期限を超えて資格延長するための試験で、新規試験と同一内容の実技試験を受験する。資格証の有効期限の2年前から実施される「再認証試験」（計4回）を受験することができる。但し、配筋探査資格（建築）については、建築学科講習、建築学科修了試験、建築実技講習（任意）を経ての建築実技試験とする。

### 8. 資格認証技術者の要件

#### 8.1 配筋探査資格（土木・電磁波レーダ法）

学科試験及び電磁波レーダ法実技試験に合格した者

#### 8.2 配筋探査資格（土木・電磁誘導法）

学科試験及び電磁誘導法実技試験に合格した者

### 8.3 配筋探査資格（建築）

配筋探査資格（土木：2021年度後期までの認証）又は配筋探査資格（土木・電磁誘導法）を有する者で、建築学科講習受講、建築学科修了試験合格後、建築実技講習を経て、建築実技試験に合格した者

## 9. 技術者資格証明書

### 9.1 技術者資格証明書の交付

資格試験センターは、資格試験に合格し、技術の適格性を認証された登録者に技術者資格証明書を交付する。

### 9.2 技術者資格証明書の登録日

技術者資格証明書の登録日は、技術者資格証明書発行月の1日とする。

### 9.3 技術者資格証明書の有効期間

技術者資格証明書の有効期間は、5年間とする。

### 9.4 技術者資格証明書の記載事項

技術者資格証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 写 真
- (4) 技術者資格の名称
- (5) 認証番号
- (6) 個人コード
- (7) 初回登録日、更新認証登録日又は再認証登録日
- (8) 有効期限
- (9) その他必要事項

## 10. 技術者資格証明書の書替または再交付

登録者は、次の場合資格試験センターへ技術者資格証明書の書替又は再交付を申請しなければならない。

- (1) 技術者資格証明書の記載事項に変更があった場合（以下「書替」という）
- (2) 技術者資格証明書を紛失又は著しく損傷した場合（以下「再交付」という）

資格試験センターは、前項の申請を審査の上、技術者資格証明書の書替または再交付を行う。

## 11. 技術者資格の更新及び再認証

資格の有効期間を超えて資格を保有しようとする者は、更新申請書の審査、又は再認証試験を受験し、合格しなければならない。

### 11.1 更新及び再認証試験の申請

#### (1) 更新の申請

更新を受けようとする者は、技術者資格証明書の最初の有効期限の1年前又は再認証の有効期限の1年前から有効期限の1か月前までに更新申請ができる。

- (2) 再認証試験を受けようとする者は、技術者資格証明書更新後の有効期限の2年前から有効期限内の決められた期日までに受験申請ができる。

### 11.2 更新及び再認証資格の有効期間

更新及び再認証資格を取得した者の技術者資格の有効期間は、保有する技術者資格証明書の有効期限の翌日から5年間とする。

#### 1 2. 技術者資格証明書の失効

次の場合には、登録者の保有する技術者資格証明書を失効とする。

- (1) 保有する技術者資格証明書の期間が切れた場合
- (2) 資格試験、再認証講習会において不正を働いたことが後日判明した場合
- (3) 技術者資格証明書の記載事項を改ざんした場合
- (4) 技術者資格証明書を不正に使用した場合
- (5) 技術者資格証明書を他人に使用させた場合
- (6) 資格保有者としてふさわしくない行為があった場合
- (7) その他の不正行為があった場合

#### 1 3. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後または資格試験中であっても、資格試験の受験を停止させる。査定委員会は停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験資格の不正記載が判明した場合
- (2) 受験者としてふさわしくない行為があった場合

#### 1 4. 異議申し立て

- (1) 資格試験の受験者は、資格試験の判定結果に疑義のある場合には、判定結果通知日より30日以内に限り、倫理苦情処理委員会に文書をもって異議申し立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、資格試験、再認証講習又は技術者資格証明書の取扱いなどに疑義のある場合は、倫理苦情処理委員会に対し、文書をもって異議申し立てを行うことができる。

#### 付 則

1. 本規準は、令和4年3月24日より施行する。
2. 本規準実施のための細則及び資格試験料金等は別に定める。
3. 本規準の変更及び廃止は、認証運営委員会の審議を経た後、理事会の承認を得なければならない。